

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年10月21日（平成28年（行情）諮問第639号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（行情）答申第688号）

事件名：「この訓令の実施に関し必要な事項」（国際平和共同対処事態における対応措置に係る安全の確保のための措置等及び武器の使用に関する訓令13条）に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『この訓令の実施に関し必要な事項』（国際平和共同対処事態における対応措置に係る安全の確保のための措置等及び武器の使用に関する訓令13条）に該当するもの全て。※電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年7月7日付け防官文第12747号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

請求の根拠となった文書を見る限り，該当文書は存在するものと思われるので，改めて発見に努めるべきである。

##### （2）意見書

関連通達が決裁されているので，該当文書は存在するものと思われる。諮問第639号に関しては陸運支第116号が関連通達として決裁されている。

この関連通達の存在は，開示請求文書の存在が前提になっているものと推測されるので，当該文書は存在するものと思われる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであるが，該当する行政文書は保有していないことから，不存在につき，原処分を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は，「請求の根拠となった文書を見る限り，該当文書は存在

するものと思われるので、改めて発見に努めるべきである。」とし不開示決定処分取消しを求める。

審査請求人に対しては、別件開示請求において、「国際平和共同対処事態における対応措置に係る安全の確保のための措置等及び武器の使用に関する訓令」を開示決定しており、当該訓令13条には、「この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。」との記載があり、本件開示請求は、当該訓令13条に該当するものを求めるものであるが、該当する文書は本件開示請求がなされた時点においては作成されていない。

また、原処分に当たり行った探索及び本審査請求を受け確実に期するために行った再度の探索においても、該当する行政文書の保有は確認できなかった。

よって、審査請求人の主張は当たらず、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月21日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月15日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年12月26日    | 審議            |
| ⑤ | 平成29年1月24日  | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「国際平和共同対処事態における対応措置に係る安全の確保のための措置等及び武器の使用に関する訓令」（以下「訓令」という。）の13条に記載されている「この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。」という規定に基づいて作成された文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 審査請求人が引用している条項は、訓令の範囲内で、より詳細な規定が必要な場合等に対応できるようにするための条項であり、本件開示請求日現在、そのような必要は生じていないことから、本件対象文書は、作成も取得もしていない。

イ 審査請求人が主張する陸運支第116号（以下「関連通達」という。）は、平和安全法制整備法及び国際平和支援法の施行に伴い訓令

が制定されたため、「訓令の運用について」を、陸上幕僚長が関係部に通達する文書であり、訓令13条に基づき、統合幕僚長が定める文書ではなく、本件対象文書には該当しない。

また、関連通達に添付されている「訓令の運用について」も、事務次官決定の文書であって、統合幕僚長が定めた文書ではなく、本件対象文書には該当しない。

- (2) 諮問庁から訓令及び関連通達の表紙の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)イの諮問庁の説明のとおりであり、また、当該条項の規定の趣旨を踏まえると、訓令13条に基づき統合幕僚長が訓令の実施に必要な事項を定める必要が生じておらず本件対象文書を保有していないという諮問庁の上記(1)アの説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久